

人吉市長 様  
人吉市議会議長 様  
人吉市教育委員会教育長 様  
人吉市選挙管理委員会委員長 様  
人吉市農業委員会会長 様  
人吉市公平委員会委員長 様  
人吉市藍田財産区議会議長 様

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 犬童 利夫

### 令和元年度定期監査結果報告について

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号により、下記のテーマで行政監査を実施したので、同基準第14条第1項に基づき監査の結果を報告する。

#### 記

#### ■ 日程

定期監査該当部署名			監査期間		監査種類	監査のテーマ	事前協議日
部名	課名	係名					
建設部	管理課	市営住宅係	2020/1/7 (火)	～ 2020/1/10 (金)	行政監査	市営住宅の管理運営について	2019/12/18 (水)
教育部	教育総務課・社会教育課	生涯学習係・スポーツ振興係	2020/1/27 (月)	～ 2020/1/30 (木)	財務監査	教育財産の目的外使用について	2020/1/23 (木)
健康福祉部	福祉課	児童福祉係	2020/2/4 (火)	～ 2020/2/7 (金)	行政監査	保育の必要性に伴う認定業務について	2020/1/31 (金)
経済部	商工振興課	商工係	2020/2/25 (火)	～ 2020/2/28 (金)	行政監査	人吉ごとサポートセンター事業の効果について	2020/2/21 (金)
総務部	契約管財課	管財係	2020/3/10 (火)	～ 2020/3/13 (金)	財務監査	普通財産の管理事務について	2020/2/25 (火)

#### ■ 監査の視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## ■ 監査のポイント

### (1) 市営住宅の管理運営について

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものと規定されている。

①入居者資格（同居親族要件、入居収入基準）、②入居制度（公募の原則、入居者の選考、同居承認、収入超過者及び高額所得者）、③家賃制度（家賃の決定、家賃の減免、家賃滞納者への対応など）の3つに区分し、市営住宅条例に従って、適正な事務処理が行われているかを監査のポイントとした。

### (2) 教育財産の目的外使用について

教育財産の管理については、地方自治法、地方自治法施行令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（「地教行法」）、人吉市財産規則及び人吉市教育委員会が管理する財産等使用規則に、教育財産等の取得、管理、処分に関する規程が定められている。

①公共施設等総合管理計画に基づく今後の学校教育系施設のあり方、②教育財産の管理（財産台帳、維持管理、防災対策など）、③教育財産の活用（不法占拠、違法な管理など）の3つに区分し、法令等に従って、適正な事務処理が行われているかを監査のポイントとした。

### (3) 保育の必要性に伴う認定業務について

平成24年、子ども・子育て支援法の成立により、教育・保育及び地域の子育て家庭への支援は飛躍的に進んだが、認定子ども園制度の創設に伴い、福祉事務所が抱える業務は煩雑化し、マンパワーの不足に加え、認定業務を始めとする手続き等の正確性を確認しておく必要があった。

①認定・選考事務、②市と施設の連携、③保育料債権管理計画の3点を監査のポイントとした。

### (4) 人吉しごとサポートセンター事業の効果について

この事業に関しては、平成30年度に住民監査請求が提出され、結果は棄却されたものの、行政課題として提起された「市民への説明責任を果たす」、「事業への理解を希求する」の2項目に対し、その後の状況を調査、検証する必要があった。

①全国展開している同事業の現状、②人吉しごとサポートセンターの現状、③現センター長の評価、④この事業の将来性の4点を監査のポイントとした。

### (5) 普通財産の管理事務について

普通財産の管理については、地方自治法、地方自治法施行令及び人吉市財産規則に規程が定められている。

①公共施設等総合管理計画に基づく今後の建築系公共施設のあり方、②普通財産の管理（財産台帳、維持管理、防災対策など）、③普通財産の活用（不法占拠、違法な管理など）の3つに区分し、法令等に従って、適正な事務処理が行われているかを監査のポイントとした。

# 建設部定期監査講評

## (1) 監査テーマ

市営住宅の管理運営について

## (2) 監査項目

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査

## (3) 監査視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## (4) 監査日程

期日 令和2年1月7日（火）から10日（金）まで

場所 監査委員事務局及び市営住宅係執務室（西間別館）

講評 1月14日（水） ※AM10時 監査委員事務局

## (5) 監査結果

### イ、実務面

別紙監査調書項目に従い、本市の市営住宅の管理運営について行政監査を実施した。監査着眼項目については事前協議のなかで伝えており、監査初日に市営住宅係長から監査着眼項目への回答ということで説明を受けた。監査結果を総括すると、本市の市営住宅管理事務は、関係法令に準拠し、適切に行われていることを確認した。項目ごとの監査結果については監査調書のとおりである。

なお、一部、現行実務と条例等の解釈（手続き）に相違が生じている箇所があったため、今後内部協議を行われ、その是正に努力されたい。

### ロ、財政健全化面

現在、本市は財政健全化に取り組んでいることに鑑み、公共施設等総合管理計画に搭載された「市営住宅の基本方針」に従い、廃止等を含めた市営住宅の集約化に取り組まれるとともに、同計画の最大の目的でもある公共施設の総量圧縮を図られたい。

また、現行の人吉市公営住宅等長寿命化計画が令和3年度末で更新を迎えるが、本市の市営住宅ストック状況（令和2年1月1日付け）を検証したとき、総管理戸数1,127戸に対し、入居戸数910戸、空き戸数は217戸にのぼることを考慮し、次期長寿命化計画のあり方についても、効率的な一般財源の配分につながるような計画策定に取り組まれたい。

行政監査調査書

建設部 管理課 市営住宅係

監査テーマ	市営住宅の管理運営について		監査結果	
監査項目	人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査	監査結果	監査結果	
	<p>番号</p> <p>担当</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p> <p>⑪</p> <p>⑫</p> <p>⑬</p> <p>⑭</p> <p>⑮</p> <p>⑯</p>	<p>チェックポイントの内容</p> <p>公簿の方法は適正か。公募によらない特定入居は適正に行われているか。</p> <p>入居資格の審査は、基準収入の認定、同居親族の有無、住宅に困窮しているか等適正に行われているか。</p> <p>同居及び承継の審査は、国土交通省令で定める事項により適正に行われているか。</p> <p>入居者の選考は、基準に従った公正な方法で行われているか。</p> <p>家賃の決定は、規模、設備、立地条件及び入居者の所得等を勘案し、また、他団地との調整や施策対象層への配慮を行い適正に決定されているか。</p> <p>家賃の変更は、不均衡正をを図るための定期的な見直しや、維持管理経費の確保も勘案しつつ適切に行われているか。また、住宅改善、建替え等に伴う負担の急増緩和には配慮しているか。</p> <p>家賃、敷金の減免及び徴収猶予は、十分な実態調査により適切に行われているか。</p> <p>敷金は、その目的に沿った運用が適切に行われているか、また、敷金の運用に係る利益金は入居者の共同の利益のために、適切に使用されているか。</p> <p>家賃改定に伴う敷金の追徴、還付、また、立ち退きの時の敷金の選付は適正に行われているか。</p> <p>家賃滞納者へは、早期督促、状況に応じた納付指導、法的措置等の対策を講じているか。</p> <p>収入超過者及び高額所得者の認定、通知、措置は適切に行われているか。</p> <p>入居者状況の的確な把握に努めているか。</p> <p>入居者の譲渡、転賃や、無断増改築等の防止、是正に努めているか。</p> <p>監理員、防火管理者等は適切に設置されているか。</p> <p>住宅修繕に要する経費の負担区分は明確になっているか。</p> <p>共同施設及び付帯施設は適切に管理されているか。</p>	<p>監査結果</p> <p>△</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>監査結果 (課題/気づき)</p> <p>現行の公募方法と人吉市営住宅条例第4条の内容に矛盾が生じている。特定入居は適正に実施。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし (入居申し込み者が市営住宅の戸数を下回っているので選考に問題はない)。</p> <p>特になし。但し、家賃決定過程で係数の確認などを担当者1人に任せてあり、チェック体制も整っていないため家賃算定ミスの可能性も否めない。家賃決定については重要事項であり、マニュアルを作成するなど決定過程を可視化し、所属職員で共有する努力を図りたい。また、事務分担表で家賃決定の担当が記載されていない。</p> <p>特になし。住宅改善、建替えは東間団地 (H18~H19) 以降行われていない。</p> <p>特になし (減免申請等はなかった)。</p> <p>特になし (敷金は歳計外現金に納入し、H27~H29まで定期預金、現在は普通預金で管理。預金のみで、運用は行っていない)。</p> <p>特になし (家賃改定の際の敷金の追徴は行っていない。敷金の還付は例月出納検査で確認済)。</p> <p>特になし ※住宅使用料の性質の違い (「公債権」と「私債権」) による債権管理を適正に行っているため、別途滞納整理事務処理要項の策定を進める。</p> <p>人吉市営住宅条例第30条では、「高額所得者に対し、期限を定めて、明渡しを請求する」と明記されているが、公営住宅法第29条においては、「明渡しを請求をすることができる」と明記されており、解釈に矛盾が生じている。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし。 ※令和2年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、住宅管理人は委嘱出来なくなる。私人への委託という点で対応に変更。その場合、人吉市営住宅条例施行規則第24条の変更が必要となる。</p> <p>特になし。</p> <p>特になし。</p>
改善提案など	<p>(1) 人吉市営住宅条例の見直しについて ① (第4条「入居者の公募の方法」) ② (第30条「高額所得者に対する明渡請求」)</p> <p>① 現行の公募方法については、人吉市営住宅条例第4条のスタイルをとっていないが、HPにおいて空き状況の公表をおこなっていることを考慮、第4条に明記してある具体的な公募手法を一本化する。表現は「市営住宅の入居者の募集は公募により行う。(大阪府高槻市)」など参考にされた。</p> <p>② 本市の市営住宅条例第30条では、「高額所得者に対し、期限を定めて、明渡しを請求する」と明記されているが、公営住宅法第29条においては、「明渡しを請求をすることができる」と明記されており、解釈に矛盾が生じている。現行は、強制退去ではなく、自主退去に任せていることに鑑み、市条例の文語の見直しが必要である。</p> <p>(2) 人吉市営住宅条例施行規則の見直しについて ① (第24条「管理人の委嘱」)</p> <p>令和2年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、住宅管理人は委嘱出来なくなる。私人への委託という点での対応に変更。その場合、施行規則第24条の見直しが必要となる。</p> <p>(3) 判定会議制度の導入 (条例に定められた行政手続きの手法を取らない場合の対抗要件) (4) 債権管理を明確にするための滞納整理事務処理要項の策定</p>			

※監査基準 ○ 良好 △ 可 × 不可

作成者 代表監査委員 井上 祐太

# 教育部定期監査講評

## (1) 監査テーマ

教育財産の目的外使用について

## (2) 監査項目

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第1号に基づく財務監査

※内容は行政監査

## (3) 監査視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## (4) 監査日程

期日 令和2年1月27日(月)から30日(木)まで

場所 教育部執務室(仮本庁舎)及び現場

講評 2月3日(月) ※AM10時 監査委員事務局

## (5) 監査結果

### イ. 実務面

別紙監査調書項目に従い、本市教育委員会が所管する教育財産の目的外使用について行政監査を実施した。監査着眼項目については事前協議のなかで伝えており、1月28日の午前中に教育部において書類審査を、その後現地視察を実施した。監査結果を総括すると、本市の教育財産の管理については、関係法令に準拠し、適切に行われていることを確認した。着眼項目ごとの監査結果については別紙監査調書のとおりである。

なお、社会教育施設において、目的外使用と見受けられる状況を確認したので、速やかな対応を協議されたい。

### ロ. 財政健全化面

現在、本市は財政健全化に取り組んでいることに鑑み、公共施設等総合管理計画に搭載された「教育施設の基本方針」に従い、廃止等を含めた教育施設の集約化に取り組まれるとともに、同計画の最大の目的でもある公共施設の総量圧縮を図られたい。

具体的には、令和2年度までに個別施設計画を策定、その後令和3年度から順次国庫補助対象事業として実施していくこととなっているが、本市が現在、財政健全化計画を推進中であることを考慮すると、教育部だけで進めていくわけにはいかず、全庁的に幅広い協議を行い、早急に整備方針を決定していく必要があると考える。

## 行政監査調査書

## 教育部 教育総務課 社会教育課

監査項目	教育財産の目的外使用について		監査結果	課題／気づき
	番号	担当		
人吉市監査委員監査基準第2条第1項第1号に基づく財務監査	チェックポイントの内容			
①	代表	公共施設等総合管理計画に登載された『教育施設の基本方針』に従い、将来の施設数、施設保全、コストについて、どのような考えで対応していくのか。	○	別紙教育部長所見に記載された、国計画（インフラ長寿命化基本計画）と本市の公共施設等総合管理計画を並列させながらも、財政健全化計画との調整を図り、個別施設計画の前提となる施設タイプの整備方針を作り上げていく考えを支持したい。
②		財産の分類を誤っているものはないか。	○	特になし。
③		管理責任者は明確か。	○	特になし。 ※学校長、校区公民館長一覧有
④		財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。	△	教育総務課が所持している財産台帳は契約管財課所有の財産台帳と異なっている。人吉市財産規則第7条の3第1項では、「財産台帳は正副2部とし、正本は契約管財課長が、副本は管理主管課長が保管する。」となっているので契約管財課と協議の上早急に改め、台帳の整理を行っているいただきたい。※財産規則見直し検討
⑤	書記	財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。	△	維持補修については、財政上の問題もあり十分に行えていない状況。また、今後の維持補修については、令和2年度までに個別施設計画を策定すると、令和3年度からは当該計画に登載された施設の維持補修については国庫補助の対象となることから、教育委員会内で計画策定の検討をしている。しかし、政策面、財政面など課題も多く、総合的に検討する必要があることから、計画策定は継続している様子。個別施設計画については、教育委員会だけでなく、他の市の施設の個別計画も含めて、市全体の計画として取り組んでいくべきであり、全庁的に検討する場の仕組み作りも早急に整える必要性がある。※財政課長はケースバイケースの対応を示唆（現状はカルチャーパーラスホール棟の改修が優先）
⑥		境界確定（境界標の設置及び保存等）は適切か。また、不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。	△	特になし。 ※不法駐車禁止のための立看板設置は有効
⑦		財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方法は講じられているか。また、不法占拠されているものはないか。	△	矢岳小学校、旧田野小学校（教育総務課管理）、コミセン駐車場（社会教育課管理）について下記記載。
⑧	事務局 局長	損害保険関係事務は適正に行われているか。	○	特になし。
⑨		違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。 ※目的外使用	△	以前指摘した書類の紛失は平成30年4月1日で九重、NTTより過去の申請関係書類の提出を受けた。今後はこれにより適正に管理されていく。
⑩		人吉市財産規則に従い、公有財産の取りまとめを行う契約管財課への届出事務は適切に行われているか。	△	特になし。
改善提案など		●遊休資産の活用：矢岳小学校については悩ましいところである。山間地で交通の便も決して良いとは言えず活用方法が見つからない状況。地域住民の高齢化により、今後とも地域での活用は見込めない。教育委員会としても業者から施設利用の提案があったときに話しを聞くが、実現には至っていない。このままだとさらに老朽化が進み、隣接する住宅に危険が生じかねない。矢岳地区には岳寿館があり選挙、ディスプレイ等はこの施設で行われている。 ●旧田野小学校については地元住民との協議が必要となる。いずれの学校も地元住民との協議が不可欠であり、早急な協議が必要。 ●各コミセン駐車場の管理（不法駐車）：以前は東西コミセン第2駐車場に無断駐車があったが、現在は解消されているが、現在は解消されているが、現在は解消されている。 ●くまがわトレジャーセンター土地、建物の一部買付（人吉カヌー協会）：特に問題となる事象はない。地元県立高校（人吉高校、球磨工業高校）カヌー部が主に使用。 ●川上哲治記念球場の地盤沈下へ対応検討（企画政策部からのアプローチあり）		

※監査基準 ○ 良好 △ 可 × 不可

作成者 代表監査委員 井上 祐 大

# 健康福祉部定期監査講評

## (1) 監査テーマ

保育の必要性に伴う認定業務について

## (2) 監査項目

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査

## (3) 監査視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## (4) 監査日程

期日 令和2年2月4日（火）から7日（金）まで

場所 監査委員事務局執務室（西間別館）

講評 2月13日（木） ※AM9時 監査委員事務局

## (5) 監査結果

### イ. 実務面

別紙監査調書項目に従い、保育の必要性に伴う認定業務等について行政監査を実施した。監査着眼項目については事前協議のなかで伝えており、2月5日の午後から監査委員事務局において書類審査を実施した。監査結果を総括すると、本市の保育の必要性に伴う認定業務等については、関係法令に準拠し、適切に行われていることを確認した。項目ごとの監査結果については別紙監査調書のとおりである。

なお、保育料滞納整理については、原課の計画的な対応を認めながらも、人員不足（マンパワー不足）、業務過多による限界も否めず、今後、抜本的な対策を講じていく必要がある。

### ロ. 財政健全化面

現在、本市は財政健全化に取り組んでいることを直視し、特定教育・保育施設等利用者負担金（保育料）の定期的見直しを行っていかれることを進言する。超過負担の現状は約9千万円以上、国が定めた負担基準ルールの約7割に達しようとしている現状に鑑み、デッドラインを設定、その圧縮を図っていくことが急務である。

また、保育料無償化に伴う市負担分が、現行では国費対応となっているが、将来の一般財源化への対応も喫緊の課題であることから、その動向に注視されたい。

行政監査調査書

監査テーマ		保育の必要性に伴う認定業務について		児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査		児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査		児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査		児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	
調査項目	業務区分	担当	書記	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査
①	認定事務			令和元年12月1日現在の入所児童1,459名に関する保育の必要性の理由について申請書等(特に認定判断の基準となる書類赤字表記)の確認は適切に行われているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
②				人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例第3条第1項第10号の「市長が特に認める事由」について、認定理由の精査は適切に行われているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
③	選考事務			特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る)は、利用の申し込みに係る1号認定子ども園の数が、利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、又は設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考、その他公正な方法により選考されているか。※2号、3号認定も同様	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
④	補受認定事務			特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る)は、必要に応じて「支給認定証」によって、支給認定の有無、支給認定子ども園の区分、支給認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。※人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則第11条(届出事務)	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑤	市の連携	代表監査委員		特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る)は、施設等の利用について、子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により、市が行うあっせん及び要請に対し、出来る限り協力しているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑥	減免			利用者負担に関する規則第9条に基づき、利用者負担額の減免の確認は適切に行われているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑦				個別徴収など随時訪問を計画的に行っているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑧				安易な不納欠損処理を行っていないか。 ※経過を確認	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑨	保育料滞納対応			保育所へ収納事務を丸投げしていないか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑩				納期限まで未納になっている保護者への連絡体制は明確なものになっているか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑪				口座振替による人吉市特定教育・保育施設利用者負担金納付事務手続要項第9条は保育料滞納を助長していないか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
⑫				現在の保育料滞納の債権管理は、エクセル一覧表、個人ごとのエクセル整理簿、福祉総合システム(帳票打ちはなし)の3つの方法によるものと聞いたが改善状況はどうか。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						
改善提案など				●滞納者については電話、督促、訪問等を実施し、回収に向けて努力されている。市外転出者等にも住民票での追跡調査を行うなど努力されている。限られた人数の中で工夫しながら滞納整理を行っておられるが、限界があることも事実であり抜本的な滞納対策が必要と感じる(システム改修、人員の確保等)。	児童福祉法第24条第1項第2号に基づく行政監査						

※監査基準 ○ 良好 △ 可 × 不可

作成者 代表監査委員 井上 祐太

# 経済部定期監査講評

## (1) 監査テーマ

人吉しごとサポートセンター事業の効果について

## (2) 監査項目

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査

## (3) 監査視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## (4) 監査日程

期日 令和2年2月25日（火）から28日（金）まで

場所 監査委員事務局執務室（西間別館）

講評 3月9日（月） ※PM4時 厚生委員会室

## (5) 監査結果

### イ. 実務面

別紙監査調書項目に従い、人吉しごとサポートセンター事業の効果について行政監査を実施した。監査着眼項目については事前協議のなかで伝えており、2月25日から監査委員事務局において書類審査を実施した。

監査結果を総括すると、同事業については、所期の目的（起業創業、中小企業支援）を達成すべく、関係者が一丸となって事業に取り組んでいることを確認した。項目別の監査結果については別紙監査調書のとおりである。

なお、今回の監査のもう一つの主題でもあるセンター長の評価については、審査会において課題も明確になっており、その改善に向けての取り組みを注視したい。

### ロ. 財政健全化面

現在、本市は財政健全化に取り組んでいることを考慮するとともに、今後の進め方については、地方創生交付金の交付期間の3年で検証・総括を行い、継続の可能性をはじめ、多面的に検討していくという原課の考え方を支持したい。

行政監査調査

監査項目	人吉しごとサポートセンター事業の効果について		監査結果
	人吉市監査委員監査基準第2条第1項第2号に基づく行政監査	チェックポイントの内容	
	番号	担当	課題／気づき
監査の着眼	①	代表	商工会議所を始めとする既存の支援機関がフォロー出来ていない部分の補完（質の高い相談業務）、十分な支援スキームが提供出来ない実情への早期対応という観点から、同事業は、企業創業・中小企業支援事業として本市にとつて必要不可欠な事業であることは理解する。併せて、所管課の強い意志も確認出来る。
	②	局長	1年目相談件数（北海道釧路市k-Biz1287件、岐阜県大垣市Gaki-Biz1468件、熊本県天草市Ama-Biz1639件）熊本県人吉市Hit-Biz2836件。その他の活動報告については別途活動報告書を参照。
	③		センター長1名、事務局長、ITアドバイザー1名、ITアドバイザー1名、事務スタッフ11名、計4名。相談件数836件（相談事業者数168事業者）。うち人吉市674件（80.6%）、球磨郡119件（14.2%）、その他43件（5.2%）。
	④	書記	相談件数836件。うち人吉市674件（80.6%）、球磨郡119件（14.2%）、その他43件（5.2%）。内容は情報発信330件（26.8%）、事業全般184件（14.9）、新規事業134件（10.9%）、販路拡大125件（10.1%）など。
	⑤		アンケート（対象者130件、回答数76件）によると、68%が「満足」、9%が「不満足」、24%が「どちらとも言えない」との回答。成果について19%が「成果があった」、35%が「今後成果が期待できる」、29%が「今のところ成果なし」、1%が「今後成果は期待できない」、16%が「どちらとも言えない」との回答。成果があったと答えた19%（15人）の中で、20%が「売上がアップ」「取引先が増加」、33%が「成果があったが数値は把握していない」、27%が「その他」と回答。
	⑥		現行のやり方継続していききたいと思う所管課の方針を支持する。しかしながら、地方創生交付金（1/2）が終了した後の財源補てんについては、財政サイトとの協議は必要であると考える。
	⑦	代表監査委員	審査作成の評価シート集計結果を参照すると、同センター長の評価は、運営に関するスキルは高いものがありながら、事業成果のスキルは高くない評価であり、課題（ヒアリングの深掘り・リサーチ不足等）については、所管課のまとめで明確になっていない。審査会が決定した同センター長の要件付き継続雇用を支持する。
	⑧		所管課の所見にあるよう、審査会における課題抽出（成果の質の見極めなど）、目標設定が明確になっており、曖昧な判断の下での雇用継続ではないことは明らかであり、この方針を支持する。
	⑨		所管課所見にあるよう、審査会における本市のヒットビジネス事業への同センター長の貢献を最大評価しつつも、成果に物足りなさがあることは紛れもない事実である。課題をしっかりと受け止められ、精進されることを期待したい。給料についてはビジネス事業の根幹でもあり、有能な外部人材確保のためには致し方ないと考ええる。
	⑩		所管課所見にあるよう、地方創生交付金の交付期間の3年で一旦見直し、事業効果をはじめ、全体的な総括を行い、事業の継続をはじめ、財源の確保などを繰り返し進んだ新地域再生計画策定の方針を支持する。

●開所から1年間の実績が令和2年3月定例会議の施政方針にて報告されたが、令和2年2月1日センター長業務実績等審査会では厳しい意見が出されている。開所1年という事もあり真価が発揮されるのはこれからだと思われ、2年目が重要な年となる。審査会委員の意見及びアンケートの意見を真摯に受け止め1年以上の成果を期待したい。

※監査基準 ○ 良好 △ 可 × 不可

作成者 代表監査委員 井上 祐 大

# 総務部定期監査講評

## (1) 監査テーマ

普通財産の管理事務について

## (2) 監査項目

人吉市監査委員監査基準第2条第1項第1号に基づく財務監査

※内容は行政監査

## (3) 監査視点

基本的視点として、事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかの三点に着目した。

また、事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか、組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか、部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているかの点にも配慮した監査とする。

## (4) 監査日程

期日 令和2年3月10日（火）から13日（金）まで

場所 契約管財課執務室（仮本庁舎）

講評 3月19日（木） ※AM11時 監査委員事務局

## (5) 監査結果

### イ、実務面

別紙監査調書項目に従い、総務部契約管財課が所管する普通財産の管理事務について行政監査を実施した。監査着眼項目については事前協議のなかで伝えており、3月11日の午前中に契約管財課執務室において書類審査を、その後現地視察を実施した。監査結果を総括すると、本市の普通財産の管理については、関係法令に準拠し、適切に行われていることを確認した。項目ごとの監査結果については別紙監査調書のとおりである。

なお、城見庭園駐車場において、不法駐車と見受けられる状況を確認したので、速やかな対応を協議されたい。

### ロ、財政健全化面

現在、本市は財政健全化に取り組んでいることに鑑み、公共施設等総合管理計画に搭載された「建築系公共施設の維持管理の基本方針」に従い、廃止等を含めた施設の集約化に取り組まれるとともに、同計画の最大の目的でもある公共施設の総量圧縮を図られたい。

具体的には、遊休財産となっているもの、売却可能な施設等について、早急に検討を進めるとともに、その可能性について道筋をつけられたい。また、官民連携を含め、今後の施設運営のあり方について、さらには、安定した施設管理に極めて重要な要因となるコスト削減についても併せて検討されたい。

行政監査調査書

監査テーマ		普通財産の管理事務について		監査結果
監査項目		人吉市監査委員監査基準第2条第1項第1号に基づく財務監査		課題/気づき
番号	担当	チェックポイントの内容		
①	代表	公共施設等総合管理計画に記載された『建築系公共施設の維持管理方針』に従い、将来の施設数、施設保全、コストについて、どのような考えで対応していくのか。		施設数については、①活用度の低い施設については多用途への変更など施設のあり方を見直し、②施設保全については固定資産台帳管理システムに施設ごとの施設カルテを構築し適切な管理を行う、③コストに関しては業務委託に際し仕様の標準化、委託の包括化などのコストダウンを図る、以上3点の基本方針を支持する。
②		財産の分類を誤っているものはないか。		特になし。
③		管理責任者は明確か。		特になし。
④		財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。		契約管財課の財産台帳は整理されていた。但し、人吉市財産規則第7条の3に規定されている財産台帳の管理（副本を管理し管理書が管理）がなされていないため、規則の見直しが必要。
⑤	書記	財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。		規則の見直しも含めて、今後は、平成29年3月に作成された人吉市公共施設等総合管理計画と同時に構築された「固定資産台帳管理システム」（毎年保守業務委託の必要有。令和元年度保守委託額2,915,000円）の効率的な運用を行い、紙ベースでの財産台帳を見直すことで効果的な財産管理に努められることを期待する。
⑥		境界確定（境界線の設置及び保存等）は適切か。また、不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。		財産の維持管理として、毎年、シルバークリスタルセンターと「旧市庁舎周辺及びその他市有地草刈業務委託契約」（令和元年度契約額794,750円）を締結している。本委託契約に含まれていない箇所維持補修は、市民等からの要望があればその都度職員で対応している。
⑦		財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方法は講じられているか。また、不法占拠されているものはないか。		・境界が隣家の基礎となっているものがあった。 ・城見庭園の不法占拠防止策としての駐車禁止の表示が目立たないように感じた（設置時は黒観に配慮したとのこと）。 ・製作バス停東側駐車場は現在高速バスの停車がなく駐車場は必要ないが、いまだに「高速バス利用者駐車場」の看板が設置してあった。撤除を招く恐れがあるため撤去するよう検討された。
⑧	事務局長	損害保険関係事務は適正に行われているか。		旧老人趣味の家跡地については、新庁舎建設に伴う代替地（北側半分）として処分が決定している。南側は、税務署が境界線の修繕工事を行い、工事後は後売却予定（司法書士事務所等より問い合わせ多数）。
⑨		違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。※目的外使用		城見庭園、二日町交番様、旧商工センター様、旧製作バスストップ駐車場、紺屋町の有償貸付物件。
⑩		財産規則に従い、公有財産の取りまとめを行う契約管財課への届出事務は適切に行われているか。		毎年度全国市有物件災害共済会より当該年度分保険請求のデータが来て、各理へ振り分け支払依頼を行っている。保険管理については以前は紙ベースでの管理であったが現在はデータベースでの管理となっている。年度途中の保険適用についてもその都度全国市有物件災害共済会へ報告し処理を行っている。
		●不法占拠…城見庭園駐車場について不法駐車が見られる。（城見庭園として整備し一般開放された当初から現在まで続いている。）		特になし。
		●財産台帳の整理…今後「固定資産台帳管理システム」をベースとして全庁的に財産台帳のデータ管理が可能となり業務の効率化が図られることを期待している。現段階では地理情報システムとの連動が不可能などの課題はあるが、全庁的に効率的な管理方法が確立されることを期待する。		財産の異動等については、例年9月末時点と3月末時点と各課より提出していただきより提出していただくように依頼。6月31日までに取りまとめ財産現在高報告書を会計管理者に報告している。
改善提案など		●普通財産の処分（売却）の課題…①有償貸付の土地を今後どのように整理していくか、②地元町内会や近隣住民との調整（例えば、旧商工センター跡地）		
		●過去の経緯の整理…担当係長ヒアリングにより普通財産それぞれに複雑な過去の経緯があることが分かった。現在は在籍期間が比較的長い職員が様々な経緯を把握しているが、人事異動を踏まえ、それぞれの経緯を管理台帳等に紐づけし、整理しておく必要性を感じた。		

※監査基準 ○ 良好 △ 可 × 不可

作成者 代表監査委員 井上 祐太